

（目的）

第1条 この規程は、学校法人松山大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬区分）

第2条 報酬区分は年額報酬、月額報酬、回数報酬とし、別表に定めるとおり適用する。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、別表に基づき報酬を支給する。

- 2 理事長には、別表に定める月額報酬に加え、年間臨時報酬を支給する。
- 3 学校法人松山大学の専任かつ常勤の職員（特任の教育職員、特別任用教育職員、外国語教育特別任用講師、薬学部特別任用助教及び嘱託職員を除く教育職員及び事務職員。以下「職員」という。）が理事長に就任した場合は、学校法人松山大学給与規程（以下「給与規程」という。）は適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、松山大学長には、この規程を適用せず、給与規程に基づき給与を支給する。理事長を兼務する場合も同様とする。
- 5 理事長、常勤監事及び常勤理事には、学校法人松山大学給与規程第25条に準じ、通勤手当を支給する。
- 6 職員以外の役員（前項の適用を受ける役員を除く。）及び評議員が、理事会又は評議員会に出席する場合は、本人の申し出により、学校法人松山大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき旅費を支給する。ただし、日当については支給しない。
- 7 役員が業務のために出張する場合は、旅費規程に基づき旅費を支給する。
- 8 退任時における退職金の支給は行わない。
- 9 役員及び評議員を解任された場合の報酬の支給については、理事会において審議の上決定する。

（報酬等の支給方法）

第4条 月額報酬の支給計算の期間は、毎月1日から月末までとし、その月の20日にこれを支給する。

- 2 役員の年額報酬は、半期分を一括し、9月及び3月の20日にこれを支給する。
- 3 評議員の年額報酬は、3月20日に一括して支給する。
- 4 前三項の支給日が休日又は土曜日にあたる場合は、その前日に繰上げて、またその日も休日又は土曜日にあたる場合は、さらに1日繰上げて支給する。
- 5 評議員の回数報酬は、評議員会開催の日から30日以内に支給する。
- 6 計算期間の途中で、新たに役員及び評議員に就任した場合又は退任した場合の支給は、月額報酬の場合は、その月の報酬を日割り（1月は30日とする。）計算して支給し、年額報酬の場合は、1月分を支給する。
- 7 理事長の報酬のうち年間臨時報酬は、給与規程に準じ、松山大学長と同様の計算方法及び支給日により支給する。ただし、計算期間の途中で、新たに理事長に就任した場合は、給与規程第5条第4項別表第19表の基準に準じて計算する。
- 8 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

（控除金）

第5条 職員以外の役員及び評議員は、報酬から源泉所得税を控除する。

- 2 前項に加え、職員以外の理事長及び常勤理事から、住民税及び社会保険料を控除する。

（公表）

第6条 この規程をもって私立学校法第100条第1項に定める報酬等支給の基準とし、これを公表する。

（臨時緊急措置）

第7条 この法人の経営が著しく低迷した場合又は社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額の措置を取ることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、2025（令和7）年1月1日から施行する。

2 学校法人松山大学役員報酬規程、学校法人松山大学評議員の報酬に関する規程は、この規程施行の日をもって廃止する。

附 則（2025（令和7）年3月21日）

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表

役 職	報酬 区分	報 酬 額
寄附行為第13条		
第2項 理事長	月額	1,065,000 円 ※松山大学長と兼務の場合は支給しない。
第3項 常務理事	月額	102,700 円 ※松山大学長には支給しない。
寄附行為第8条第1項		
・第1号及び第2号理事	年額	240,000 円 ※理事長、松山大学長、常務理事には支給しない。
・第3号、第4号及び第5号理事	年額	480,000 円 ※理事長及び常勤理事には支給しない。
寄附行為第22条第1項		
監事	年額	640,000 円 ※常勤監事には支給しない。
寄附行為施行細則第3条		
第1項 常勤理事	月額	584,000 円
第2項 常勤監事	月額	160,000 円
寄附行為第30条		

	第 1 号, 第 2 号, 第 3 号及び第 4 号評議員	年額	42,900 円 ※評議員会議長には支給し ない。
	第 5 号及び第 6 号評議員	回数	1 回の出席につき 20,000 円 ※評議員会議長には支給し ない。
寄附行為第 36 条			
	評議員会議長	年額	63,700 円